

令和8年度中間貯蔵施設区域内の金属くず処分等業務

質問・回答

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
1	入札説明書	6	18 再委託	産業廃棄物処分業許可の保有および産業廃棄物収集運搬の再委託について記載があります。これらの業務の他に、解体物置場における積込作業、収集運搬車両を管理する運行管理業務、放射線管理業務をそれぞれ再委託することは可能でしょうか。	ご質問にある収集運搬や放射線に関する管理業務の範囲が不明なため明確に回答はできませんが、契約後の協議を可とします。
2	仕様書	4	第2章 業務内容	本業務における産業廃棄物の排出事業者は福島環境局様になるのでしょうか。また、産業廃棄物マニフェスト(電子又は紙)の発行は、福島環境局様にて行うということでしょうか。	環境省福島環境局が排出事業者として電子マニフェストを発行します。
3	仕様書	6	8.測定(1)	①②③のいずれかの条件を満たすとあります。①は金属くずのため放射能濃度測定不可です。②は福島県浜通り及び中通りにおける道路、河川等の屋外の公共工事に使用するとありますが、金属くずの使用は困難です。③の監督職員が別途指示する条件についてご教示下さい。	8.(1)の金属くずに関する条件については、本業務以外に通常引取りを行っている廃棄物の放射線濃度又は放射線量の採用を想定しています。
4	仕様書	16	別紙2 対象物概要	重機や農機に油脂類(ガソリン、軽油、オイル、冷却水)は残っているのでしょうか。残っていた場合、油脂類の返却は可能でしょうか。	油脂類は基本的に除去していますが、残っていた場合については、6ページ7.(1)に記載のとおり処分を行う施設に運搬した上で適切に処分を行ってください。